

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
44	子ども医療費助成に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、子ども医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

### 特記事項

子ども医療費助成事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

大阪府堺市長

## 公表日

令和7年12月26日

[令和7年5月 様式3]

## 項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務		
②事務の内容	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び堺市子ども医療費助成条例(平成5年条例第22号)に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>1 子ども医療費助成の受給者資格に関する事務        -資格取得及び喪失、死亡に関する届出、氏名及び住所、医療保険の変更に関する届出等の受理、及び医療証、通知書の交付を行う。</p> <p>2 子ども医療費助成受給者の給付に関する事務        -支給申請に基づき、審査、支給決定、支払を行う。        -レセプト情報の管理及び資格チェックを行い、過誤処理を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー&gt;        -情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要である。また、この情報提供ネットワークシステムにおいては、各機関は特定個人情報を分散管理することとされていることから、情報提供のために既存システムのデータベースを他情報保有機関から直接参照することは、セキュリティ上好ましくない。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを設置することとする。        -中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合利用番号連携サーバ等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の機能を実現するもので、本市においても、この機能を利用し、他の団体との情報提供、入手に係る業務を実施する。        -中間サーバーは、地方公共団体情報システム機構が設置するものを共同利用する。</p> <p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt;</p> <p>-情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。        -住民はマイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。        -住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>		
③対象人数	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上30万人未満 ]      1) 1,000人未満      2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満</p>		

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1			
①システムの名称	子ども医療費助成システム		
②システムの機能	<p>1 資格機能        -子ども医療費助成資格の情報管理        -子ども医療費助成の資格取得者の取得情報登録、医療証の作成        -子ども医療費助成の資格喪失者の喪失情報登録        -氏名、住所、医療保険、保護者変更届の届出情報の登録、医療証の作成        -受給者の資格管理機能</p> <p>2 給付機能        -レセプトの登録及び資格突合チェック        -給付申請情報の管理・記録及び支払</p>		
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	
	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	
	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	
	[○] その他 ( 保険年金システム )		

システム2~5	
システム2	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	<p>1. データ連携機能 :住民情報系システム間で、定例に提供、利用しているデータ(住民の転出入データ等)を連携する機能</p> <p>2. ウイルス対策機能 :住民情報系システム全体のウイルス対策ソフトを統括し、ウイルス定義ファイルの配信を行う機能</p> <p>3. ディレクトリサービス機能(Active Directory) :システムを利用できるユーザや組織、コンピュータ等の情報とその属性を階層的に管理し、認証機能を提供する</p> <p>4. 更新プログラム配布機能(Windows Server Update Services(WSUS)) :脆弱性等に対応する更新プログラムを配布、管理する機能</p> <p>5. 文字管理機能 :文字変換及び外字一元管理、外字配布を行う機能</p> <p>6. 帳票出力機能 :共通基盤印刷専用ソフトウェア(Interstage List Creator)により印刷を行う機能</p> <p>7. 持ち出し制限機能 :使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。</p> <p>8. 生体認証機能 :Windowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 (市民課事務総合システム )</p>
システム3	
①システムの名称	統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	<p>庁内の各システムが保有する固有宛名番号を、本市内で統合(名寄)して管理するシステムであり、主な機能は以下のとおり</p> <p>1. 宛名管理機能 :各システム固有宛名番号と本市内統合宛名番号の管理機能</p> <p>2. 情報提供機能 :業務情報を中間サーバーに提供するための機能</p> <p>3. 情報照会機能 :他機関へ照会するための機能</p> <p>4. 符号要求機能 :処理通番、符号の要求データを既存住基システムに送信する機能</p> <p>5. オンライン機能 :オンラインでの統合宛名の検索、更新機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 中間サーバー )</p>

システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 ・「符号」と、「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>2. 情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>3. 情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>4. 既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存システム、統合利用番号連携サーバー及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があつた旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>7. データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>8. セキュリティ管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。</p> <p>9. 職員認証 ・権限管理機能・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p> <p>11. 自己情報提供機能 ・自己情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能。</p> <p>12. お知らせ機能 ・お知らせ機能は、お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>

システム5	
①システムの名称	保険年金共通システム
②システムの機能	<p>1 国民年金システム、国民健康保険システム、障害者医療費助成システム、老人医療費助成システム、ひとり親家庭医療費助成システム及び子ども医療費助成システム(以下、保険年金システムという。)の利用者及びアクセス権限を管理する機能</p> <p>2 共通基盤システムから連携した住基・税情報等を蓄積し、保険年金システムから参照させる機能</p> <p>3 他システムへ提供する情報を共通基盤システムへ連携する機能</p> <p>4 システムに接続(アクセス)するパソコン、プリンタ等の機器を管理する機能</p> <p>5 金融機関等の各種マスタを管理する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[      ] 住民基本台帳ネットワークシステム [      ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 宛名システム等 [      ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 保険年金システム )</p>

システム6	
①システムの名称	子ども医療費助成システム ※ガバメントクラウド移行後
②システムの機能	<p>1 資格機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども医療費助成資格の情報管理</li> <li>・子ども医療費助成の資格取得者の取得情報登録、医療証の作成</li> <li>・子ども医療費助成の資格喪失者の喪失情報登録</li> <li>・氏名、住所、医療保険、保護者変更届の届出情報の登録、医療証の作成</li> <li>・受給者の資格管理機能</li> </ul> <p>2 給付機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプトの登録及び資格突合チェック</li> <li>・給付申請情報の管理・記録及び支払</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 保険年金共通システム )</p>
システム7	
①システムの名称	Public Medical Hub (PMH)
②システムの機能	<p>&lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt;</p> <p>①情報登録機能及びPMHキー採番依頼機能等</p> <p>本市区町村で管理している個人番号および公費医療費助成の資格情報等をPublic Medical Hub (PMH)に登録し、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMHキーを自動採番する。すでにPMHキーが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMHキーを利用する。</p> <p>②情報連携機能(医療機関システム)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PMH連携キーを利用した情報提携機能</li> </ul> <p>医療機関からの問い合わせに対し、公費医療費助成の資格情報を連携する。</p> <p>医療機関のオンライン資格確認端末で、患者(利用者)がマイナンバーカードで認証及び同意することにより、オンライン資格確認等システム上で都度、PMH連携キーが生成され、公費医療費助成の資格情報の照会が行われる。Public Medical Hub (PMH)は、PMH連携キーからPMHキーを復号し、PMHキーに紐付けられた公費医療費助成の資格情報を医療機関システムへ提供する。</p> <p>③情報連携機能(マイナポータル)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別子の格納機能</li> </ul> <p>マイナポータルからのPublic Medical Hub (PMH)初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMHキーと紐づけてPublic Medical Hub (PMH)に格納して保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮名識別子を利用した情報提供機能</li> </ul> <p>公費医療費助成の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐付くPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub (PMH)は、PMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐付く公費医療費助成の資格情報をマイナポータルへ提供する。&gt;</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 医療機関システム、マイナポータル、医療保険者向け中間サーバー )</p>

### 3. 特定個人情報ファイル名

子ども医療費助成情報ファイル

### 4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠

- ①番号法第9条第2項
- ②堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第57号。以下「マイナンバー条例」という。)別表第1の5の項
- ③番号法第19条6号

### 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無

[ 実施する ]

<選択肢>

- 1) 実施する
- 2) 実施しない
- 3) 未定

②法令上の根拠

- ①番号法第19条第9号

### 6. 評価実施機関における担当部署

①部署

健康福祉局 長寿社会部 医療年金課

②所属長の役職名

医療年金課長

### 7. 他の評価実施機関

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
子ども医療費助成情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	本市の区域内に住所を有する子ども医療費助成対象者及びその保護者 (本市の区域内に住所を有していた過去の対象者及びその保護者を含む。)	
④記録される項目	[ 100項目以上 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="radio"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input checked="" type="radio"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="radio"/> ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input checked="" type="radio"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ <input checked="" type="radio"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ <input checked="" type="radio"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</li> </ul> </li> <li>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 (&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt;)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療助成資格情報</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報(内部番号):対象者を正確に把握するために必要</li> <li>・5情報:取得・喪失時の氏名、住所確認、転出・死亡による異動処理に必要</li> <li>・連絡先:保護者への問い合わせを行う際に必要</li> <li>・地方税関係情報:大阪府福祉医療費助成事業費補助金の所得基準対象者の把握のため必要</li> <li>・医療保険関係情報:受給者の適正な資格管理のため必要</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報:受給者の適正な管理を行うため必要</li> </ul> <p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報(その他識別情報) PMHキー、PMH仮名識別子…PMHが外部と情報連携するために必要となる。 自治体業務ID…PMH内で公費医療の種類を区別するために必要となる。</li> <li>・業務関係情報(その他) 医療助成資格情報…(医療費助成事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、) PMHが、外部と情報連携するために必要となる。</li> </ul>	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	健康福祉局 長寿社会部 医療年金課	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>		[ <input type="radio"/> ] 本人又は本人の代理人 [ <input type="radio"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( 戸籍住民課・税務運営課・生活援護管理課・国民健康保 [ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( ) [ <input type="radio"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) [ <input checked="" type="radio"/> ] 民間事業者 ( 医療機関、支払基金 ) [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )		
②入手方法		[ <input type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="radio"/> ] その他 ( データベースを直接参照、医療保険者等向け中間サーバ、医療機関用アプリ、マイナポータル )		
③使用目的 <b>※</b>		子ども医療費助成の資格管理、給付事務及び大阪府福祉医療費助成事業費補助金の対象者の管理		
④使用の主体	使用部署	健康福祉局 長寿社会部 医療年金課 及び 各区保険年金課		
	使用者数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">[ 50人以上100人未満 ]</td> <td style="width: 33%;">1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="width: 33%;">2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ 50人以上100人未満 ]	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満
[ 50人以上100人未満 ]	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上		
⑤使用方法	<p>1 子ども医療費助成の受給者の資格管理に関する事務 ・保護者からの届出や住民異動情報により、資格確認を行い、取得・喪失等、氏名や住所、医療保険の変更等の事務処理を行う。</p> <p>2 子ども医療費助成受給者の給付に関する事務 ・支給申請に基づき、資格及び内容の審査をし、支給決定、支払の事務処理を行う。 ・レセプト情報の管理及び資格チェックを行い、過誤処理を行う。 ・大阪府福祉医療費助成事業費補助金の所得基準に該当する対象者を管理し、助成件数、助成額の管理を行う。</p> <p style="text-align: center;">&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt;</p> <p>○公費医療費助成事務の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</li> <li>・登録後、Public Medical Hub(PMH)は、医療保険者等向け中間サーバに対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub(PMH)が連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバは、情報連携用の識別子としてPMHキーを採番して個人情報と共にPublic Medical Hub(PMH)に応答する。</li> <li>・PMHキーが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub(PMH)で共有されることでマイナポータルや医療機関システムから公費資格情報の取得/閲覧を行うといった情報連携が可能となる。</li> </ul>			
	情報の突合	内部識別番号である住基上の宛名番号と個人番号を紐づけて使用する。		
⑥使用開始日		平成28年1月1日		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※	[ 委託する ] ( 1 ) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない		
委託事項1	システムの運用保守業務			
①委託内容	システムの運用保守業務を行うに当たり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取り扱いを委託する。			
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立製作所			
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	事前に再委託先の商号又は名称、再委託する業務の内容、再委託する理由、その他発注者が必要とする事項を記載した書面をもって申請する。		
	⑥再委託事項	業務の一部		
委託事項2～5				
委託事項2	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱			
①委託内容	Public Medical Hub(PMH)の利用・情報連携事務及び運用保守業務			
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	国(デジタル庁)			
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	書面又は電磁的方法による承諾		
	⑥再委託事項	PMHキーの付与、情報連携業務及び運用保守業務		

**5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)**

提供・移転の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( ) 件		[ <input checked="" type="radio"/> ] 移転を行っている ( 5 ) 件
[ <input type="checkbox"/> ] 行っていない			
<b>提供先1</b>			
①法令上の根拠			
②提供先における用途			
③提供する情報			
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> [ <input type="checkbox"/> ] 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲			
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙
	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )		
⑦時期・頻度			
<b>移転先1</b>	国民健康保険課及び各区保険年金課		
①法令上の根拠	マイナンバー条例別表第2の44、45の項		
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務		
③移転する情報	子ども医療費助成の資格に関する情報及び給付に関する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> [ <input type="checkbox"/> ] 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	子ども医療費助成の対象者及び過去に対象者であった者		
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙
	[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( システム内連携 )		
⑦時期・頻度	随時(システム内で参照の都度)		

<b>移転先2</b>	子ども育成課	
①法令上の根拠	マイナンバー条例別表第2の57の項	
②移転先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務	
③移転する情報	子ども医療費助成の資格に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[ 1万人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	子ども医療費助成の対象者及び過去に対象者であった者	
⑥移転方法	<p>[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( 庁内メール )</p>	
⑦時期・頻度	必要になった都度	
<b>移転先3</b>	子ども育成課	
①法令上の根拠	マイナンバー条例別表第2の32の項	
②移転先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務	
③移転する情報	子ども医療費助成の資格に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[ 1万人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	子ども医療費助成の対象者及び過去に対象者であった者	
⑥移転方法	<p>[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( 庁内メール )</p>	
⑦時期・頻度	必要になった都度	
<b>移転先4</b>	医療年金課及び各区保険年金課	
①法令上の根拠	マイナンバー条例別表第2の3の項	
②移転先における用途	堺市重度障害者医療費助成条例による助成に決定に関する事務	
③移転する情報	子ども医療費助成の資格に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[ 1万人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	子ども医療費助成の対象者及び過去に対象者であった者	
⑥移転方法	<p>[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( システム内連携 )</p>	
⑦時期・頻度	随時(システム内で参照の都度)	

<b>移転先5</b>	医療年金課及び各区保険年金課
①法令上の根拠	マイナンバー条例別表第2の4の項
②移転先における用途	堺市ひとり親家庭医療費助成条例による助成の決定に関する事務
③移転する情報	子ども医療費助成の資格に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[        1万人未満        ]      1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	子ども医療費助成の対象者及び過去に対象者であった者
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[    ] 庁内連携システム                          [    ] 専用線            [    ] 電子メール                                  [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)            [    ] フラッシュメモリ                          [    ] 紙            [ ○ ] その他 ( システム内連携 )</p>
⑦時期・頻度	随時(システム内で参照の都度)
<b>移転先6~10</b>	
<b>移転先11~15</b>	
<b>移転先16~20</b>	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所	<p>&lt;堺市における保管場所&gt;</p> <p>1. 保管場所の態様 堺市情報セキュリティ対策基準要綱4-1(1)機器の取付及び4-2(1)管理区域の構造等に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保管場所は無窓の情報システム室に設置している。</li><li>・情報システム室内のサーバー等は、落下しないようにベルトを掛け、又はビス止めするなど転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。</li><li>・情報システム室に火災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。</li><li>・情報システム室に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。</li><li>・情報システム室から外部に通ずるドアは最小限とし、入口には監視カメラを設置している。</li></ul> <p>2. 保管場所への立入制限・アクセス制限 堺市情報セキュリティ対策基準要綱4-2(2)に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・情報システム室への入室は許可された者のみが必要な区画のみに立ち入るように制限し、ICカードによる入退室管理を行っている。</li><li>・入室者は、情報システム室に入室する場合、身分証明書等を携帯している。</li><li>・あらかじめ入室許可を受けていないものが障害等の突発的対応によって情報システム室に入る場合は、同室への入室を許可された職員等が付き添うものとし、外見上職員等と区別できるようにしている。</li><li>・サーバー等は施錠できるラックに格納し、第三者による不正操作を防止している。</li></ul> <p>※</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。</li><li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li></ul> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt;</p> <p>Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理</li><li>・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。</li><li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li><li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li><li>・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li><li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li></ul>
------	--

## 7. 備考

<p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本市区町村の領域に保管されたデータのみ。Public Medical Hub(PMH)を用いて消去することができる。</li><li>・本市区町村の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。</li></ul> <p>※クラウドサービスは、aaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。</li><li>・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。</li></ul>
--

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 【資格情報】

1 受給者個人番号、2 決裁状態、3 資格履歴取消年月日、4 資格状態コード、5 公費負担者番号コード、6 受給者証番号、7 資格取得年月日、8 公費資格取得事由コード、9 停止年月日、10 公費停止事由コード、11 停止解除年月日、12 公費停止解除事由コード、13 資格喪失年月日、14 公費資格喪失事由コード、15 届出日、16 受付区、17 異動日、18 公費異動事由コード、19 有効期間開始日、20 有効期間終了日、21 年齢等到達基準日、22 判定区分、23 氏名カナ、24 氏名漢字、25 郵便番号、26 宛名住所、27 地番、28 方書カナ、29 方書漢字、30 生年月日、31 性別区分、32 所管区、33 保護者個人番号、34 府市区区分、35 適用期間開始日、36 適用期間終了日、37 帳票種別区分、38 再発行区分、39 証発行区分、40 公費証交付事由コード、41 交付年月日、42 証回収年月日、43 証回収区分、44 証回収区、45 発行処理日、46 所得個人番号、47 年度、48 所得根拠区分、49 対象者区分、50 控除後所得額、51 所得制限額、52 保険履歴取消年月日、53 保険者番号、54 医療保険記号、55 医療保険番号、56 被保険者氏名漢字、57 公費本人家族区分、58 医療保険取得年月日、59 医療保険喪失年月日、60 特疾認定日、61 附加給付フラグ、62 判定サイン、63 総所得金額、64 短期一般所得額、65 長期一般所得額、66 商品先物取引所得額、67 山林所得額、68 退職所得額、69 その他所得額、70 短期一般特別控除額、71 長期一般特別控除額、72 純損失額、73 雜損失額、74 居住用特定損失額、75 先物取引損失額、76 計算結果所得額合計、77 障害者該当コード、78 寡婦該当コード、79 勤労学生該当コード、80 本人普通障害者控除額、81 本人特別障害者控除額、82 寡婦控除額、83 特別寡婦控除額、84 勤労学生控除額、85 扶養普障該当人数、86 扶養特障該当人数、87 普通障害控除額、88 特別障害控除額、89 雜損控除額、90 医療費控除額、91 小規模共済控除額、92 計算結果判定用控除額、93 控対配該当コード、94 扶養老人該当人数、95 その他扶養人数、96 保険者名称、97 保険者住所コード、98 保険者郵便番号、99 保険者住所、100 保険者地番、101 保険者方書、102 保険者電話番号、103 保険種別コード、104 附加金開始年月日、105 附加金廃止年月日、106 附加金情報、107 還元金フラグ、108 還元金開始年月日、109 還元金廃止年月日、110 還元金情報

### 【給付情報】

1 受給者個人番号、2 決裁状態、3 療養費区分、4 診療区分、5 診療年月、6 入外区分、7 診療期間開始年月日、8 診療期間終了年月日、9 診療実日数、10 公費区分、11 法別番号、12 決定通知宛先設定フラグ、13 申請者氏名、14 申請者郵便番号、15 申請者住所、16 申請者地番、17 申請者方書、18 申請年月日、19 決定年月、20 支払年月日、21 支払方法区分、22 銀行コード、23 支店コード、24 預金種別区分、25 口座番号、26 名義人カナ、27 医療保険記号、28 医療保険番号、29 公費本人家族区分、30 負担割合、31 保険者番号、32 総医療費、33 本人負担額、34 一部負担金、35 附加給付額、36 高額療養費、37 支給決定額、38 食事種類、39 食事単価、40 食事回数、41 食事負担額、42 府市区区分、43 支払決定合計額、44 医療機関県コード、45 医療機関点数区分、46 医療機関番号、47 医療機関名称、48 所管区、49 受付区、50 状態、51 申請受付区分、52 不支給理由コード、53 窓口請求書区分、54 受給者証番号、55 返戻フラグ、56 請求年月、57 申請書番号、58 支払先医療機関県コード、59 支払先医療機関点数区分、60 支払先医療機関番号、61 過誤事由、62 レセプト管理番号、63 レセプトファイル年度、64 審査年月、65 受給者生年月日、66 受給者性別、67 点数表コード、68 決定点数、69 決定金額、70 公費食事基準額、71 食事標準負担額、72 食事支給額、73 給付割合、74 合計金額、75 電算管理番号、76 被保険者証記号、77 被保険者証番号、78 レセプト全国共通キー、79 公費負担者番号コード、80 過誤年月、81 レセプト氏名、82 本人家族入外区分、83 国保保険者区分

### 【住基情報】

1 個人番号、2 世帯番号、3 個人処理番号、4 異動年月日、5 届出年月日、6 異動事由、7 住民区分、8 町丁コード、9 番地、10 枝番、11 小枝番、12 住所、13 方書、14 郵便番号、15 小学校区、16 中学校区、17 漢字氏名カナ、18 漢字氏名、19 旧姓、20 生年月日、21 性別、22 続柄、23 住民年月日、24 住民届出日、25 住民事由、26 消除年月日、27 消除届出日、28 消除事由、29 筆頭者氏名、30 通称名カナ、31 通称名、32 アルファベット氏名カナ、33 アルファベット氏名、34 カタカナ表記名、35 国籍、36 在留資格、37 在留区分、38 在留期間満了日、40 転入前住所、41 転出予定先住所、42 転出予定期年月日、43 転出予定期届出年月日、44 転出確定先住所、45 転出確定日、46 転出確定通知日、47 現在世帯主名、48 現在世帯主アルファベット氏名、49 国保有無、50 年金種別、51 基礎年金番号、52 年金取得年月日、53 所管区、54 サブ氏名、55 サブ氏名業務区分、56 送付先住所、57 送付先有効期間、58 送付先業務区分

### 【税情報】

1 未申告区分、2 徴収区分、3 非課税区分、4 決議年月日、5 賦課資料区分、6 事業所名称、7 事業所電話番号、8 事業所No、9 受給者No、10 給与收入、11 専従者給与收入、12 公的年金収入、13 合計所得金額、14 課税標準額総合、15 給与所得額、16 雜所得額、17 年金雑所得額、18 その他雑所得額、19 営業等所得額、20 農業所得額、21 不動産所得額、22 利子所得額、23 株式配当所得額、24 その他配当額、25 公簿他配当額、26 公簿外配当額、27 一時所得1/2前、28 総合短期特別控除額、29 総合長期特別控除額、30 一時所得特別控除額、31 短期一般所得額、32 短期一般特別控除額、33 短期一般差引額、34 短期軽減所得額、35 短期軽減差引額、36 短期軽減差引額、37 長期一般所得額、38 長期一般特別控除額、39 長期一般差引額、40 長期優良所得額、41 長期優良特別控除額、42 長期優良差引額、43 長期居住所得額、44 長期居住特別控除額、45 長期居住差引額、46 分離配当所得額、47 先物取引額、48 退職所得額、49 未公開株譲渡額、50 株式譲渡上場所得額、51 有価証券軽減譲渡益、52 超短期所得額、53 山林所得額、54 山林特別控除額、55 土地等雑所得額、56 肉牛免税対象額、57 繰越損失額、58 純損失額(合計)、59 純損失額(山林)、60 純損失額(居住用)、61 雜損失額、62 先物取引損失額、63 株式配当損失額、64 特定株式損失額、65 切替時給与支払額、66 切替時社会保険料額、67 就職区分、68 中途退職年月日、69 転勤・退職年月、70 連携純損失額(合計)、71 連携純損失額(山林)、72 連携純損失額(居住用)、73 連携純損失額、74 連携先物取引損失額、75 連携株式配当損失額、76 連携特定株式損失額、77 雜損控除額、78 医療費控除額、79 社会保険料控除額、80 小規模企業共済控除額、81 生命保険料控除額、82 個人年金支払額、83 新生命保険料支払額、84 新個人年金支払額、85 介護医療保険料支払額、86 地震保険料控除、87 長期損害保険支払額、88 寡婦(夫)区分、89 寡婦(夫)控除、90 本人障害区分、91 障害者控除、92 勤労学生区分、93 勤労学生控除、94 未成年区分、95 基礎控除、96 配偶者区分、97 控対配区分、98 控除対象配偶者控除額、99 配偶者特別控除、100 特定扶養人数、101 老人扶養人数、102 同居老人扶養人数、103 一般扶養人数、104 普通障害者扶養人数、105 特別障害者扶養人数、106 同居特別障害者扶養人数、107 年少扶養人数、108 扶養控除、109 青色専従者該当人数、110 白色専従者該当人数、111 専従者控除、112 住民税申告区分、113 配専区分、114 旧減免前所得割、115 旧減免前均等割、116 国一旧所得税額、117 扶養有無、118 年少扶養人数、119 その他扶養人数、120 特定扶養人数、121 判定区分、122 市年税額、123 市均等割額、124 市所得割額、125 市均等割減免額、126 市所得割減免額、127 府均等割額、128 府所得割額、129 府均等割減免額、130 府所得割減免額、131 住宅借入金等特別税額控除、132 配当割控除額

### 【国民健康保険関係情報】

1 保険証番号、2 個人番号、4 国保資格区分、5 国保有効フラグ、6 取得異動年月日、7 喪失異動年月日、8 旧個人番号、9 給付開始年月日、10 世帯主開始年月日、11 世帯主終了年月日、12 抹消フラグ、13 退職該当異動年月日、14 退職非該当異動年月日、15 本扶区分、16 退職本人の個人番号、17 証区分、18 発行年月日、19 特定疾病認定区分、20 特定疾病自己負担限度額、21 特定疾病発行期日、22 履歴判定、23 短期一時所得、24 短期一般特別控除額、25 長期一般所得額、26 長期一般特別控除額、27 商品先物取引所得額、28 山林所得額、29 退職所得額、30 総所得金額、31 総所得額等、32 雜損控除額、33 医療費控除額、34 社会保険料控除額、35 小規模共済控除額、36 控対配該当コード、37 配偶者特別控除額、38 扶養一般該当人数、39 扶養年少該当人数、40 扶養特定該当人数、41 扶養老人該当人数、42 扶養特障該当人数、43 扶養普障該当人数、44 寡婦該当コード、45 障害者該当コード、46 勤労学生該当コード、47 純損失額、48 雜損失額、49 特定株式損失額、50 株式譲渡上場所得額、51 先物取引損失額、52 居住用特定損失額、53 資料区分、54 分離配当所得額、55 株式配当損失額、56 年少扶養、57 旧特定扶養、58 旧その他扶養、59 判定区分、60 その他所得額、61 株式譲渡純損失、62 特定上場株式純損失、63 未公開株式譲渡所得額、64 世帯主個人番号、65 軽減区分、66 レセプト取込連番、67 診療年月、68 給付簿冊番号

### 【生活保護情報】

1 世帯保護区分、2 世帯取下年月日、3 世帯却下年月日、4 世帯員個人処理番号、5 個人保護区分、6 個人開始年月日、7 個人停止年月日、8 個人再開始年月日、9 個人廃止年月日

<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加の記録項目>

#### (1) 対象者情報

- ・個人番号
- ・PMHキー
- ・PMH仮名識別子
- ・基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別)
- ・自治体コード
- ・自治体業務ID
- ・連携ファイル名
- ・連携日時
- ・連携処理ステータス/エラー内容
- ・制御フラグ(不開示/閲覧停止)
- ・その他管理番号・ID等(閲覧ID、属性ID)

#### (2) ユーザー情報

- ・機関マスターID
- ・機関ユーザーID
- ・メールアドレス
- ・ユーザー氏名
- ・ユーザー区分
- ・ユーザー権限ID
- ・個人情報閲覧可能フラグ
- ・ユーザー削除フラグ

#### (3) 医療助成資格情報

- ・受給者証種別ID
- ・受給者証名
- ・受給者証ID
- ・受給者証券面情報
- ・受給者証項目情報
- ・表示順番号
- ・公費ID
- ・区分
- ・公費負担者番号
- ・公費受給者番号
- ・自己負担上限情報(自己負担上限額ID、自己負担上限額種別、負担定義、負担率、金額、回数)
- ・有効期限
- ・強制失效日
- ・医療機関コード
- ・指定医療機関情報

### III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費助成情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;本人からの情報入手&gt; ・個人情報の収集に当たっては、本人から収集することを原則とし、本人確認を徹底する。</p> <p>&lt;府内連携による入手&gt; ・共通基盤システムにより一元的に管理され、共通基盤システムへのセキュリティ対策も講じられているため、不適切な方法により入手することはできない。</p> <p>&lt;子ども医療費助成システムにおける措置&gt; ・所属長は、利用者抹消（人事異動、出向、退職等）の状況が発生した際は、速やかにユーザ削除の依頼を行うこと、権限者は速やかに削除の処理を行うよう運用ルールを定めている。 ・所属長がユーザ削除の依頼を行い、権限者はその内容を十分確認したうえで削除を行っている。</p> <p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置&gt; ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub(PMH)へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目(PMHキーと個人番号)のみが返却されるようシステム的に制御している。 ・Public Medical Hub(PMH)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>評価対象の事務に必要な情報を記録している。 ・個人番号を利用できる業務からは個人番号にアクセスする</p>
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	

ユーザ認証の管理	<選択肢>		
	[ 行っている ]	1) 行っている	2) 行っていない
<p>1. ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱6-2(1)、(4)及び(5)に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>ユーザ認証は3段階で実施している。業務システムを利用するときは、まずWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行う二要素認証を実施している。次に、ログインした端末から業務システムを利用する際、ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。</p> <p>2. なりすましが行われないための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱5-4(2)及び(3)に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDについて <ul style="list-style-type: none"> <li>-職員等は、自分が利用しているIDを他人に利用させないこととしている。</li> </ul> </li> <li>・パスワードについて <ul style="list-style-type: none"> <li>-職員等は、パスワードの照会等には一切応じない、パスワードのメモを机上等に置かない等の対策により、他者に知られないように管理している。</li> <li>-職員等は、パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいもののみを設定できるようにしている。</li> <li>-職員等は、パスワードが流出したおそれがある場合には、情報システム管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更している。</li> <li>-システムログイン時に、パスワードの変更を促し、以降定期的にパスワードの変更を要求している。</li> <li>-職員等はパスワードは定期的に変更し、古いパスワードを再利用しないこととしている。</li> <li>-複数の情報システムを扱う職員等は、同一のパスワードをシステム間で共有しないこととしている。</li> <li>-職員等の仮のパスワードは、最初のログイン時点で変更している。</li> <li>-職員等は、端末にパスワードを記憶させないこととしている。</li> <li>-職員等間でパスワードを共有しないこととしている。</li> </ul> </li> </ul> <p>・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは一定以上の長さとすることが必須となっており、自己により隨時変更可能である。</p> <p>・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、初回パスワードは、初回ログイン時に強制的に変更している。</p> <p>・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは強制的に一定期間ごとに変更している。</p> <p>・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワード変更時は前回使用のパスワードに変更することはできないようになっている(継続使用不可)。</p> <p>・共通基盤システムのWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行うことにより、なりすましが行われないよう講じている。</p> <p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置&gt; 権限のない者に不正利用されないように以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市町村は、Public Medical Hub(PMH)を管理する管理者を定める。</li> <li>・Public Medical Hub(PMH)のログインはユーザID、パスワードで行う。</li> <li>・Public Medical Hub(PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</li> <li>・端末は限定された者しかログインできない。</li> <li>・Public Medical Hub(PMH)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。</li> <li>・既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub(PMH)への連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。</li> </ul>			
具体的な管理方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢>	
		1) 特に力を入れている	2) 十分である
		3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。</li> <li>・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者が持ち出すことが出来ないように制限している。</li> <li>・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑止している。</li> </ul>			

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p> <p>個人情報の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。 (規定内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○契約終了または解除された後においても秘密保持すること</li> <li>○従事者に対して堺市個人情報保護条例で定める罰則の教示を行うこと</li> <li>○個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと</li> <li>○目的外の使用と第三者への提供の禁止</li> <li>○個人情報の返還と廃棄に関すること</li> <li>○事故発生時の速やかな報告</li> <li>○契約事項の違反による損害賠償の担保</li> </ul> <p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置&gt; 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保守義務</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・特定個人情報の提供ルール/消去ルール</li> <li>・再委託における条件</li> <li>・再委託先における特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</li> <li>・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報の消去</li> <li>・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化</li> <li>・従業員に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況についての報告</li> <li>・実地の監査・調査等に関する事項</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
具体的な方法	<p>再委託先は、その相手方、理由に本市の承認があるもののみを許可している。 また、委託先と同様の義務を負わせ、その順守を監督することを委託契約書において特記事項として定めている。</p> <p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。</li> <li>・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。</li> <li>・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。</li> <li>・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。</li> <li>・点検結果について、年1回デジタル庁から報告を受ける。</li> </ul>
その他の措置の内容	<p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	
[ ] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク	

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
	<p>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</p> <p>&lt;システム内連携による情報の移転&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの仕様を定める際に関係各課と協議を行った上でシステムを構築し、適切なタイミングで自動で提供する仕組みを構築している。</li> <li>・移転した情報のアクセス権限は、ユーザID個別に設定されるものとなっている。</li> <li>・移転された情報に対してアクセスログを取得しており、一定期間保存している。</li> </ul> <p>&lt;府内メールによる情報の移転&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移転を行う情報は、必要最小限の項目のみに限定しており、パスワードによる保護を行っている。</li> <li>・移転する内容について、所属長の決裁を得た上で提供している。</li> <li>・移転先へのメールは、府内メールとし、府外へは送付しないようにしている。</li> </ul>			
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険年金システムにおいて、個人番号管理ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、基本的に媒体接続は禁止しており、情報の持ち出しを制限している。</li> </ul>			
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
	<p>特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>・システム内連携は、あらかじめ定められた仕様に基づき、自動で連携する仕様となっている。          ・府内メールによる移転を行う情報は、パスワードによる保護を行っている。</p>			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;子ども医療費助成システムのソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>所要業務以外での処理ができないようシステムを構築する。</p> <p>&lt;子ども医療費助成システムの運用における措置&gt;</p> <p>番号法の規定に基づき、認められた範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、特定個人情報保護の理解を深めるために、教育、指導を行う。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。</li> <li>・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。</li> <li>・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。</li> <li>・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。</li> <li>・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。</li> <li>・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。          (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。          (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>			
	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク				

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<子ども医療費助成システムの運用における措置> ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己ユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に管理を行っている。 ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 ・下記各システムソフトウェアにおける措置による対策を実施している。			
<統合利用番号連携サーバーにおける措置> ・情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)とのI/Fにフィルタリング機能、VPN機能を実装することで、定められた連携サーバーのみのアクセスをしている。			
<中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己ユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。			
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。			
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。			

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p>関係規定の整備 メール送信によるインシデント発生を防ぐため、個人情報を含む重要な情報を送信する際のメール使用の是非を慎重に判断するよう関係規定（堺市情報セキュリティポリシー）を改正した。</p> <p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置&gt;</p> <p>○物理的対策 Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで定める物理的対策を満たしている。            主に以下の物理的対策を講じている。            ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理            ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p>○技術的対策 Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムのためのクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。            主に以下の技術的対策を講じている。            ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。            ・当該領域のデータは暗号化処理する。            ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。            ・国（デジタル庁）や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。            ・当該システムへの不正アクセス防止のため、外部からの侵入検知、通知機能を備えている。            ・本市区町村の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。            ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。            ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

## 8. 監査

実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査	[ <input checked="" type="radio"/> ] 外部監査
-------	---	--------------------------------	---

## 9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="radio"/> 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<堺市における措置> 1. 教育・啓発 ・年1回、堺市特定個人情報等取扱要領7に基づいた教育研修を行い、本市における、個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。 ・年1回、各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。 ・毎年度、新任管理職及び新規採用の職員等を対象とした、情報セキュリティに関する研修を実施している。 ・職員および事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。  2. 非違行為を行った職員に対する措置 堺市職員の懲戒処分の基準に関する規則第2条に基づき、以下の対策を行っている。 ・非違行為を行ったものに対しては、非違行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。

## 10. その他のリスク対策

<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現している。
---

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受付ける。
③法令による特別の手続	特になし
④個人情報ファイル簿への不記載等	特になし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	堺市 健康福祉局 長寿社会部 医療年金課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7375
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年6月20日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月31日	I 4 法令上の根拠	番号法第9条第2項	①番号法第9条第2項 ②堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第57号。以下「マイナンバー条例」という。)別表第1の5の項	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正
平成28年10月31日	I 5 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号	①番号法第19条第8号 ②マイナンバー条例別表第2の5の項	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正
平成28年10月31日	I 6 ②所属長	高寄 直人	米村 かおる	事後	
平成28年10月31日	II 2 ④主な記録項目	学校・教育関係情報及び母子保健関係情報	削除	事後	記録項目の再整理
平成28年10月31日	II 2 ④その妥当性	学校・教育関係情報及び母子保健関係情報	削除	事後	記録項目の再整理
平成28年10月31日	II 別添1	学校・教育関係情報及び母子保健関係情報	削除	事後	記録項目の再整理
平成28年10月31日	II 3 ①入手元	子ども育成課・保険給食課	削除	事後	記録項目の再整理
平成28年10月31日	II 3 ②入手方法	電子メール	削除	事後	記録項目の再整理
平成28年10月31日	II 5 移転先1	国民健康保険課	国民健康保険課及び各区保険年金課	事後	移転先の再整理
平成28年10月31日	II 5 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項	マイナンバー条例別表第2の44、45の項	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正
平成28年10月31日	II 5 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項	マイナンバー条例別表第2の57の項	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正
平成28年10月31日	II 5 移転先3	なし	子ども育成課への移転先の追加	事後	移転先の再整理
平成28年10月31日	II 5 移転先4	なし	障害者医療費助成への移転先の追加	事後	移転先の再整理
平成28年10月31日	II 5 移転先5	なし	ひとり親家庭医療費助成への移転先の追加	事後	移転先の再整理
平成28年10月31日	III 3 リスク2 ユーザー認証の管理	ユーザ認証は2段階で実施している。業務システムを利用するときは、まず端末のログイン時に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザーIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行っている。次に、ログインした端末から業務システムを利用する際、ユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。	ユーザ認証は3段階で実施している。業務システムを利用するときは、まずWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザーIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行う二要素認証を実施している。次に、ログインした端末から業務システムを利用する際、ユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。	事前	
平成28年10月31日	III 3 リスク2 ユーザー認証の管理	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)の3に規定する「(9)自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」及び「(10)自己の保有するパスワード以外のパスワードを使用して端末機及びサーバーを操作しないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第4項に規定する「(1)他人に自己の保有するIDを使用させないこと。」「(2)自己の保有するパスワードに関して、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」「(3)パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとすること。」「(4)パスワードは、定期的に変更すること。」「(5)端末機及びサーバーにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。	事前	
平成28年10月31日	III 3 リスク2 ユーザ認証の管理	なし	共通基盤システムのWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行うことにより、なりすましが行われないよう講じている。	事前	
平成28年10月31日	III 3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	なし	・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出しが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑止している。	事前	
平成28年10月31日	III 5 リスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール	なし	定めている	事後	
平成28年10月31日	III 5 リスク ルールの内容及びルール遵守の確認方法	なし	<システム内連携による情報の移転> ・システムの仕様を定める際に関係各課と協議を行った上でシステムを構築し、適切なタイミングで自動で提供する仕組みを構築している。 ・移転した情報のアクセス権限は、ユーザーID個別に設定されるものとなっている。 ・移転された情報に対してアクセスログを取得しており、一定期間保存している。 <府内メールによる情報の移転> ・移転を行う情報は、必要最小限の項目のみに限定しており、パスワードによる保護を行っている。 ・移転する内容について、所属長の決裁を得た上で提供している。 ・移転先へのメールは、府内メールとし、府外へは送付しないようにしている。	事後	

平成28年10月31日	III 5 リスク その他の措置の内容	なし	・保険年金システムにおいて、個人番号管理ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、基本的に媒体接続は禁止しており、情報の持ち出しを制限している。	事後	
平成28年10月31日	III 5 リスクへの対策は十分か	なし	特に力を入れている	事後	
平成28年10月31日	III 5 リスク 特定個人情報の提供・移転委託や情報提供ネットワークシステムに通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	なし	・システム内連携は、あらかじめ定められた仕様に基づき、自動で連携する仕様となっている。 ・府内メールによる移転を行う情報は、パスワードによる保護を行っている。	事後	
平成28年10月31日	III 7 リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	元本市職員による流出事故に係る変更
平成28年10月31日	III 7 リスク ② その内容	なし	元本市職員が、無断で持ち帰っていた選挙データや業務ファイル等を個人で契約していた民間レンタルサーバーの更改されている部分に保存した。このことにより、平成27年4月から6月までの間、インターネット上で閲覧可能な状態となり、約68万人分の有権者データなどの個人情報を流出させたもの。	事後	元本市職員による流出事故に係る変更
平成28年10月31日	III 7 リスク ② 再発防止策の内容	なし	本事案の発生を受けて、かかる事案が再び起こることのないよう、「データの外部持出し制限の強化」「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」「事故発生時の対応強化」を柱に、ハード・ソフトの両面から再発防止の取組みを行っていく。 以下、記載のとおり	事後	元本市職員による流出事故に係る変更
平成28年10月31日	III 7 リスク その他の措置の内容	なし	関係規定の整備 「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定（堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー）を改正する。	事前	元本市職員による流出事故に係る変更
平成28年10月31日	V 1 ①実施日		2016/10/24	事前	
平成29年4月30日	V 1 ①実施日	2016/10/24	2017/4/13	事後	
平成30年4月1日	V 1 ①実施日	2017/4/13	2018/4/1	事後	
平成30年4月1日	II 5 移転先4 ②移転先における用途	堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例による助成に決定に関する事務	堺市重度障害者医療費助成条例による助成に決定に関する事務	事後	
平成30年8月27日	I 6 ②所属長	米村 かおる	医療年金課長	事後	様式変更に伴う所要の変更
平成31年4月1日	II 3 ① 入手元	戸籍住民課・市民税管理課・生活援護管理課・国民健康保険課・各区子育て支援課	戸籍住民課・税務運営課・生活援護管理課・国民健康保険課・各区子育て支援課	事後	組織変更に伴う課名変更
平成31年4月1日	III 7 ② その内容	元本市職員が、無断で持ち帰っていた選挙データや業務ファイル等を個人で契約していた民間レンタルサーバーの公開されている部分に保存した。このことにより、平成27年4月から6月までの間、インターネット上で閲覧可能な状態となり、約68万人分の有権者データなどの個人情報を流出させたもの。	平成29年4月10日(月)から運用を開始した電子メールの誤送信防止システムにおいて、「BCC」に記入されたメールアドレスを誤って「TO」に自動的に変換するよう設定していた。 そのため、4通の電子メールが本来「BCC」に記入して送信されるところ、「TO」に変換され、受信者にすべてのメールアドレスが表示される形で送信された。結果、219件のメールアドレスを流出させたもの。	事後	
平成31年4月1日	III 7 ② 再発防止策の内容	本事案の発生を受けて、かかる事案が再び起こることのないよう、「データの外部持出し制限の強化」「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」「事故発生時の対応強化」を柱に、ハード・ソフトの両面から再発防止の取組みを行っていく。	システムに求めている要件、システム設定内容及びテスト結果の確認を徹底する。	事後	

平成31年4月1日	III 7 ② 再発防止策の内容	<p>(1)データの外部持出し制限の強化          ア 外部記録媒体(USBメモリー等)の接続制限の拡充          一部の業務システムで既に実施している外部記録媒体の接続制限を、他の業務システムにも拡充し、承認を受けていない外部記録媒体の接続ができないようにする。          イ データの外部持出し承認の厳格化          承認を受けた外部記録媒体であっても、データの外部保存を行う場合は、システム上で本人の認証に加え、所属長による承認を必要とすることとし、承認がなければ外部記録媒体へのデータ記録ができないようにする。          ウ データの外部持出し操作記録(ログ)取得の拡充          一部の業務システムで既に実施しているデータの外部持出しの操作記録(ログ)の取得を、他の業務システムにも拡充し、データの外部持出しを行った場合、詳細な記録が残るようにする。          エ 電子メールの誤送信を防ぐ措置の実施          電子メールの誤送信による個人情報の流出を防止するため、電子メールの送信時に一定の待機時間を設定する。また、添付ファイルを外部に送信する際の所属長による承認機能やメールのあて名を「TO」や「CC」から「BCC」へと強制的に変換する機能等を導入する。          オ データのシステム外への持出し時のデータの暗号化          住民情報系システムの端末から、データを外部に持ち出す場合には、強制的にパスワードを付与し、データを暗号化する仕組みを導入する。</p>	同上	事後	
平成31年4月1日	III 7 ② 再発防止策の内容	<p>(2)情報セキュリティ等のチェック体制の強化          ア 副市長をトップとする指揮命令体制の構築          個人情報保護と情報セキュリティについて、それを統括する副市長を最高責任者とする指揮命令体制を構築し、セキュリティ体制・方策などについて検証する。          イ 個人情報取扱事務の届出手続きの変更          職務上、個人情報を取り扱う部署の所属長(個人情報保護管理者)に対して、現在、個人情報の取扱いを開始する場合や変更する場合に届出を求めているが、これに加え、毎年度当初及び必要に応じて、個人情報の取扱状況と保護体制の確認、報告を求めるものとする。          ウ 情報セキュリティに関する外部監査の実施          職務上、個人情報を取り扱う部署を中心に、適切な情報セキュリティが取られているかどうかを第三者により監査する「情報セキュリティ外部監査」を実施する。(平成15年度から継続して実施中)</p>	同上	事後	
平成31年4月1日	III 7 ② 再発防止策の内容	<p>(3)事故発生時の対応の強化          ア 副市長をトップとする指揮命令体制の構築 『再掲』          個人情報保護と情報セキュリティについて、それを統括する副市長を最高責任者とする指揮命令体制を構築し、万が一の事故発生時に適切な事故対応が的確に取れるようする。          イ 関係部局による事故対策会議の設置          (2)アでの的確な判断が下せるよう、個人情報保護、情報セキュリティ、職員の服務管理等の所管部局からなる「個人情報流出等事故対策会議」を設置し、万が一の事故発生時に速やかに情報を収集、共有、報告できるようする。          ウ 外部有識者からの意見聴取(情報セキュリティアドバイザーの選任)          (2)アでの的確な判断が下せるよう、個人情報保護と情報セキュリティに関する有識者(弁護士、大学教授等)を「情報セキュリティアドバイザー」に選任し、万が一の事故発生時に専門的知見からの意見を聴取する。          エ 迅速なレスポンステームの編成          インシデント発生時には、瞬時に必要なレスポンスが取れるよう、少人数の初動体制(レスポンステーム)を編成する。また、演習や訓練を実施し、有事の際の実効性を高める。</p>	同上	事後	
平成31年4月1日	III 7 ② 再発防止策の内容	<p>(4)職員の意識向上          ア 職員一人ひとりが、情報セキュリティ対策の必要性と内容を十分に理解し、個人情報の適正な管理を行うことを目的として、全職員を対象に、個人情報保護と情報セキュリティに関する研修を実施し、研修の内容の理解度を図るテストを実施する。          イ 職員に対し情報セキュリティに関する日常の啓発を強化する。</p>	同上	事後	

平成31年4月1日	III 7 ② 再発防止策の内容	(5)その他 ア 二要素認証の導入 住民情報系端末システムにおいて、なりすまし利用を防止する為、Windowsへのログイン時に、従来のIDとパスワードによる認証に加え、生体等による認証を導入する。 イ 業務アプリ等の管理 エクセルやアクセスを使った職員の自作システム（業務アプリ）の運用においては、ガイドライン等を定めて要件定義と基本設計を適切に行うとともにデータの適正管理を徹底する。	同上	事後	
平成31年4月1日	III 7 その他の措置の内容	関係規定の整備 「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定（堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー）を改正する。	関係規定の整備 メール送信によるインシデント発生を防ぐため、個人情報を含む重要な情報を送信する際のメール使用の是非を慎重に判断するよう関係規定（堺市情報セキュリティポリシー）を改正した。	事後	
平成31年4月1日	V 1 ①実施日	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和3年4月1日	I 5 ②法令上の根拠	①番号法第19条第8号	①番号法第19条第9号	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
令和3年4月1日	I 6 ①部署	健康福祉局 生活福祉部 医療年金課	健康福祉局 長寿社会部 医療年金課	事後	組織変更に伴う課名変更
令和3年4月1日	II 2 ⑥事務担当部署	健康福祉局 生活福祉部 医療年金課	健康福祉局 長寿社会部 医療年金課	事後	組織変更に伴う課名変更
令和3年4月1日	II 3 ④使用の主体 使用部署	健康福祉局 生活福祉部 医療年金課 及び 各区保険年金課	健康福祉局 長寿社会部 医療年金課 及び 各区保険年金課	事後	組織変更に伴う課名変更
令和3年4月1日	III 7 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	記録項目の再整理
令和3年4月1日	III 7 ② その内容	平成29年4月10日(月)から運用を開始した電子メールの誤送信防止システムにおいて、「BCC」に記入されたメールアドレスを誤って「TO」に自動的に変換するよう設定していた。 そのため、4通の電子メールが本来「BCC」に記入して送信されるところ、「TO」に変換され、受信者にすべてのメールアドレスが表示される形で送信された。結果、219件のメールアドレスを流出させたもの。	削除	事後	記録項目の再整理

令和3年4月1日	III 7 ② 再発防止策の内容	システムに求めている要件、システム設定内容及びテスト結果の確認を徹底する。	削除	事後	記録項目の再整理
令和3年4月1日	IV 2 ①連絡先	堺市 健康福祉局 生活福祉部 医療年金課	堺市 健康福祉局 長寿社会部 医療年金課	事後	組織変更に伴う課名変更
令和3年4月1日	V 1 ①実施日	2019/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年4月1日	IV 1 ①請求先	堺市 市長公室 広報部 市政情報課	堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課	事後	組織変更に伴う課名変更
令和7年6月20日	I 2 システム4 ②システムの機能	8. セキュリティ管理機能・中間サーバーにアクセスした記録を取得する機能	8. セキュリティ管理機能・特定個人情報(連携対象の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う)。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。	事後	記載事項の詳細化であり、重要な変更にあたらない。
令和7年6月20日	I 2 システム4 ②システムの機能	(新規)	11. 自己情報提供機能 ・自己情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能。 12. お知らせ機能 ・お知らせ機能は、お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能。	事後	記載事項の詳細化であり、重要な変更にあたらない。
令和7年6月20日	I 2 システム6 ①システムの名称	(新規)	子ども医療費助成システム ※ガバメントクラウド移行後	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の修正、追記
令和7年6月20日	I 2 システム6 ①システムの機能	(新規)		事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の修正、追記
令和7年6月20日	I 2 システム6 ③他のシステムとの接続	(新規)	[○]府内連携システム [○]その他(保険年金共通システム)	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の修正、追記
令和7年6月20日	I 5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①番号法第19条第9号 ②マイナンバー条例別表第2の5の項	①番号法第19条第9号	事後	記載事項の修正
令和7年6月20日	II 2. ④記録される項目 主な記録項目	[○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	[○]5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)	事後	新様式への変更に伴う項目の追加
令和7年6月20日	II 2. ④記録される項目 その妥当性	・4情報:取得・喪失時の氏名、住所確認、転出・死亡による異動処理に必要	・5情報:取得・喪失時の氏名、住所確認、転出・死亡による異動処理に必要	事後	新様式への変更に伴う記載の修正
令和7年6月20日	II 6. 保管場所	1. 保管場所の態様 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバーの導入及び運用)に規定される「(1)サーバーは、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置しなければならない。」及び第11条(管理区域)に規定する「(1)水害対策及び確実な入退室管理を行うこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・保管場所は堺市役所本館9階にある無窓の電算機室に設置している。 ・電算機室内のサーバー等は、落下しないようにベルトを掛け、又はビス止めするなど転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。 ・電算機室内に火災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。 ・電算機室内に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。 ・電算機室から外部に通ずるドアは最小限とし、入口には監視カメラを設置している。	1. 保管場所の態様 堺市情報セキュリティ対策基準要綱4-1(1)機器の取扱及び4-2(1)管理区域の構造等に基づき、以下の対策を行っている。 ・保管場所は堺市役所本館10階にある無窓の情報システム室に設置している。 ・情報システム室内のサーバー等は、落下しないようベルトを掛け、又はビス止めするなど転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。 ・情報システム室に火災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。 ・情報システム室に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。 ・情報システム室から外部に通ずるドアは最小限とし、入口には監視カメラを設置している。	事後	本市の要綱改正による修正であり、重要な変更にあたらない

令和7年6月20日	同上	<p>2. 保管場所への立入制限・アクセス制限 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバーの導入及び運用)に規定する「(4)操作の権限を有しない者に容易に操作されることがないよう、サーバーに記録された情報の重要度に応じて設置場所への入室制限を行うなど適切な措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電算機室への入室は許可された者のみが必要な区画のみに立ち入るように制限し、ICカードによる入退室管理を行っている。</li> <li>・入室者は、電算機室に入室する場合、身分証明書等を携帯している。</li> <li>・あらかじめ入室許可を受けていないものが障害等の突発的対応によって電算機室に入る場合は、同室への入室を許可された職員等が付き添うものとし、外見上職員等と区別できるようにしている。</li> <li>・サーバー等は施錠できるラックに格納し、第三者による不正操作を防止している。</li> </ul>	<p>2. 保管場所への立入制限・アクセス制限 堺市情報セキュリティ対策基準要綱4-2(2)に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システム室への入室は許可された者のみが必要な区画のみに立ち入るように制限し、ICカードによる入退室管理を行っている。</li> <li>・入室者は、電算機室に入室する場合、身分証明書等を携帯している。</li> <li>・あらかじめ入室許可を受けっていないものが障害等の突発的対応によって情報システム室に入る場合は、同室への入室を許可された職員等が付き添うものとし、外見上職員等と区別できるようにしている。</li> <li>・サーバー等は施錠できるラックに格納し、第三者による不正操作を防止している。</li> </ul>	事後	本市の要綱改正による修正であり、重要な変更にあたらない
令和7年6月20日	同上	(新設)	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> </ul> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の修正、追記
令和7年6月20日	III 3 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<p>1. ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第3項に規定する「(9)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバーの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバーの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。(中略)</p> <p>2. なりすましが行われないための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第4項に規定する「(1)他人に自己の保有するIDを使用させないこと。」「(2)自己の保有するパスワードに関して、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」「(3)パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくるものとすること。」「(4)パスワードは、定期的に変更すること」「(5)端末機及びサーバーにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。(後略)</p>	<p>1. ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱6-2(1)、(4)及び(5)に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>(中略)</p> <p>2. なりすましが行われないための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱5-4(2)及び(3)に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>(後略)</p>	事後	本市の要綱改正による修正であり、重要な変更にあたらない
令和7年6月20日	III 3 リスク3 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	(前略) ・パスワードについて -職員等は、パスワードの照会等には一切応じない、パスワードのメモを机上等に置かない等の対策により、他者に知られないように管理している。 -職員等は、パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものを設定できるようにしている。 -職員等は、パスワードが流出したおそれがある場合には、電算管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更している。 (後略)	(前略) ・パスワードについて -職員等は、パスワードの照会等には一切応じない、パスワードのメモを机上等に置かない等の対策により、他者に知られないように管理している。 -職員等は、パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものを設定できるようにしている。 -職員等は、パスワードが流出したおそれがある場合には、情報システム管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更している。 (後略)	事後	本市の要綱改正による修正であり、重要な変更にあたらない
令和7年6月20日	III 4 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	個人情報の取扱いについては、堺市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている	個人情報の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている	事後	本市の条例廃止による修正であり、重要な変更にあたらない
令和7年6月20日	III 6 リスク①1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	番号法改正による修正であり、重要な変更にあたらない
令和7年6月20日	III 7 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	期間経過による記載の修正であり、重要な変更にあたらない

令和7年6月20日	III 7 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	平成29年4月10日(月)から運用を開始した電子メールの誤送信防止システムにおいて、「BCC」に記入されたメールアドレスを誤って「TO」に自動的に変換するよう設定していた。 そのため、4通の電子メールが本来「BCC」に記入して送信されるところ、「TO」に変換され、受信者にすべてのメールアドレスが表示される形で送信された。結果、219件のメールアドレスを流出させたもの。	(削除)	事後	期間経過による記載の修正(削除)であり、重要な変更にあたらない
令和7年6月20日	III 7 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	システムに求めている要件、システム設定内容及びテスト結果の確認を徹底する。	(削除)	事後	期間経過による記載の修正(削除)であり、重要な変更にあたらない
令和7年6月20日	III 9 従業者に対する教育・啓発具体的な方法	<堺市における措置> 1. 教育・啓発 ・年1回、J-LISの「e-Learning」による情報セキュリティ研修」を実施し、本市における、個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。 (中略) 2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。	<堺市における措置> 1. 教育・啓発 ・年1回、堺市特定個人情報等取扱要領7に基づいた教育研修を行い、本市における、個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。 (中略) 2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市職員の懲戒処分の基準に関する規則第2条に基づき、以下の対策を行っている。 ・非違反行為を行ったものに対しては、非違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。	事後	本市の要綱改正による修正であり、重要な変更にあたらない
令和7年6月20日	同上	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	中間サーバー・プラットフォームにおける記載を最新情報に更新するものであり、重要な変更にあたらない
令和7年6月20日	III 10. その他のリスク対策	(新設)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上の業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上の業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行つ。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の修正、追記
令和7年6月20日	V 1 ①実施日	令和3年4月1日	令和7年6月20日	事前	
令和7年12月26日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	(追加)	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)への本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民はマイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	

令和7年12月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称	(追加)	Public Medical Hub(PMH)	事前	
令和7年12月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	(追加)	<p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt;</p> <p>①情報登録機能及びPMHキー採番依頼機能等 本市區町村で管理している個人番号および公費医療費助成の資格情報をPublic Medical Hub (PMH)に登録し、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMHキーを自動採番する。すでにPMHキーが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMHキーを利用する。</p> <p>②情報連携機能(医療機関システム)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PMH連携キーを利用した情報提携機能 医療機関からの問い合わせに対し、公費医療費助成の資格情報を連携する。</li> <li>医療機関のオンライン資格確認端末で、患者(利用者)がマイナンバーカードで認証及び同意することにより、オンライン資格確認等システム上で都度、PMH連携キーが生成され、公費医療費助成の資格情報の照会が行われる。Public Medical Hub (PMH)は、PMH連携キーからPMHキーを復号し、PMHキーに紐付けられた公費医療費助成の資格情報を医療機関システムへ提供する。</li> <li>③情報連携機能(マイナポータル) <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別子の格納機能 マイナポータルからのPublic Medical Hub (PMH)初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMHキーと紐づけてPublic Medical Hub (PMH)に格納して保管する。</li> <li>・仮名識別子を利用した情報提供機能 公費医療費助成の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐付くPMH仮名識別子を利用して照会を行う。Public Medical Hub (PMH)は、PMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐付く公費医療費助成の資格情報をマイナポータルへ提供する。&gt;</li> </ul> </li> </ul>	事前	
令和7年12月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続	(追加)	その他に 医療機関システム、マイナポータル、医療保険者向け中間サーバ	事前	
令和7年12月26日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名 子ども医療費助成情報ファイル 4.個人情報の利用※ 法令上の根拠	(追加)	③番号法第19条6号	事前	
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 子ども医療費助成情報ファイル 2.基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	(追加)	その他に <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・医療助成資格情報	事前	
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名 子ども医療費助成情報ファイル 2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(追加)	<p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報(その他識別情報) PMHキー、PMH仮名識別子…PMHが外部と情報連携するために必要となる。</li> <li>自治体業務ID…PMH内で公費医療の種類を区別するために必要となる。</li> <li>・業務関係情報(その他) 医療助成資格情報…(医療費助成事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、)PMHが、外部と情報連携するために必要となる。</li> </ul>	事前	
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元※	(追加)	民間事業者に 医療機関、支払基金	事前	
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	(追加)	その他に 医療保険者等向け中間サーバ、医療機関用アプリ、マイナポータル	事前	

令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	(追加)	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ○公費医療費助成事務の場合 ・情報連携のため、本市區町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、Public Medical Hub(PMH)は、医療保険者等向け中間サーバーに於けるオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub(PMH)が連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMHキーを採番して個人情報と共にPublic Medical Hub(PMH)に応答する。 ・PMHキーが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナーポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナーポータルとPublic Medical Hub(PMH)で共有されることでマイナーポータルや医療機関システムから公費資格情報の取得/閲覧を行うといった情報連携が可能となる。	事前	
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2	(追加)	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱	事前	
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	(追加)	Public Medical Hub(PMH)の利用・情報連携事務及び運用保守業務	事前	
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 ①委託先における取扱者数	(追加)	10人以上50人未満	事前	
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	(追加)	国(デジタル庁)	事前	
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 再委託 ④再委託の有無	(追加)	再委託する	事前	
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 再委託 ⑤再委託の許諾方法	(追加)	書面又は電磁的方法による承諾	事前	
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 再委託 ⑥再委託事項	(追加)	PMHキーの付与、情報連携業務及び運用保守業務	事前	
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 保管場所※	(追加)	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事前	
令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 7.備考	(追加)	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・本市區町村の領域に保管されたデータのみ。Public Medical Hub(PMH)を用いて消去することができる。 ・本市區町村の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、aaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。	事前	PMH実施に伴う項目の追加

令和7年12月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目	(追加)	<p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加の記録項目&gt;</p> <p>(1)対象者情報            ・個人番号            ・PMHキー            ・PMH仮名識別子            ・基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別)            ・自治体コード            ・自治体業務ID            ・連携ファイル名            ・連携日時            ・連携処理ステータス/エラー内容            ・制御フラグ(不顯示/閲覧停止)            ・その他管理番号・ID等(閲覧ID、属性ID)</p> <p>(2)ユーザー情報            ・機関マスターID            ・機関ユーザーID            ・メールアドレス            ・ユーザー氏名            ・ユーザー区分            ・ユーザー権限ID            ・個人情報閲覧可能フラグ            ・ユーザー削除フラグ</p>	事前	
			<p>(3)医療助成資格情報            ・受給者証種別ID            ・受給者証名            ・受給者証ID            ・受給者証券面情報            ・受給者証項目情報            ・表示順番号            ・公費ID            ・区分            ・公費負担者番号            ・公費受給者番号            ・自己負担上限情報(自己負担上限額ID、自己負担上限額種別、負担定義、負担率、金額、回数)            ・有効期限            ・強制失効日            ・医療機関コード            ・指定医療機関情報</p>		
令和7年12月26日	IIIリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスクに対する措置の内容	(追加)	<p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置&gt;</p> <p>・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub(PMH)へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目(PMHキーと個人番号)のみが返却されるようシステム的に制御している。</p> <p>・Public Medical Hub(PMH)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p>	事前	
令和7年12月26日	IIIリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクリスクに対する措置の内容	(追加)	<p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置&gt;</p> <p>・Public Medical Hub(PMH)にアクセスする本市區町村の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。</p> <p>・Public Medical Hub(PMH)では、権限のある者しか個人番号にアクセスできないように制御している。</p> <p>・医療機関システムからは既存の閉域網経由でPublic Medical Hub(PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないよう制御している。</p> <p>・住民からはインターネットからマイナポータルAPI経由でPublic Medical Hub(PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないよう制御している。</p>	事前	

令和7年12月26日	Ⅲリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理办法	(追加)	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> 権限のない者に不正利用されないよう以下の対策を講じている。 ・本市町村は、Public Medical Hub(PMH)を管理する管理者を定める。 ・Public Medical Hub(PMH)のログインはユーザーID、パスワードで行う。 ・Public Medical Hub(PMH)へのログイン用のユーザーIDは、管理者に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は限定された者しかログインできない。 ・Public Medical Hub(PMH)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub(PMH)への連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。	事前	
令和7年12月26日	Ⅲリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 委託契約中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	(追加)	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 ・秘密保守義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先における条件 ・再委託先における特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 ・従業員に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査・調査等に関する事項	事前	
令和7年12月26日	Ⅲリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法	(追加)	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、年1回デジタル庁から報告を受ける。	事前	
令和7年12月26日	Ⅲリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 その他の措置の内容	(追加)	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> ・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。	事前	
令和7年12月26日	Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	(追加)	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> ○物理的対策 Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで定める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事前	

令和7年12月26日	Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	(追加)	<p>○技術的対策      Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムのためのクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。      主に以下の技術的対策を講じている。      ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。      ・当該領域のデータは暗号化処理する。      ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。      ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。      ・当該システムへの不正アクセス防止のため、外部からの侵入検知、通知機能を備えている。      ・本市區町村の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。      ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。      ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。</p>	事前	
------------	---------------------------------	------	---	----	--